

※記載後は申請書と別添書類をホッチキスで留め、ページ間へ当事者の割印、又は、全ページへ捨印をお願いします。

様式第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

譲渡

譲受

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香美市農業委員会会長 様

<譲渡人>

<譲受人>

住所

住所

氏名

氏名

連絡先

連絡先

農地等を売る人又は貸す人の
住所・氏名・捺印・連絡先

農地等を買う人又は借りる人の
住所・氏名・捺印・連絡先

印

印

下記農地(採草放牧地)について

所有権

賃借権

使用貸借による権利

その他使用収益権 ()

設定(期間

年間)

移転

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	農地等を売る人又は貸す人の氏名等			
譲受人	農地等を買う人又は借りる人の氏名等			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
土佐山田町山田 字〇〇〇	田	田	1,000	2,000,000 [1,000,000/10a]	香美 太郎		
添付の登記事項証明書(全部事項証明書)のとおり記載してください。				[]	[]	申請地に利用権又は農地法第3条による賃借権等が設定されている場合は記入してください。	
権利の譲渡事由・譲受事由それぞれ該当するものを○で囲み 具体的事由を耕作計画書に記入してください。				[]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

○譲渡人の譲渡の事由	相手方の要望、農業廃止、経営縮小(高齢化・労力不足)、贈与(子・兄弟・親族・その他) 営農資金等、農業委員会の斡旋、その他()
○譲受人の譲受の事由	経営規模拡大、隣接地の取得、受贈(親・兄弟・親族・その他)、農家創設、その他()
○権利を設定し又は移転しようとする時期	許可有り次第
○契約の内容	・売買 10aあたり100万円 総額100万円 ・許可日より5年間 賃貸借契約内容は別紙契約書のとおり

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地	
		田	畑	樹園地	面積 (㎡)	
所有地	自作地	5,000	3,000	2,000	農家台帳に登載されている自作地の面積を確認し、別添書類1-2欄、別添書類5-1欄、耕作計画書と整合を図ってください。	
	貸付地	農地法第3条、利用権等で貸し付けている農地を記載してください。				
所有地		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地		土佐山田町山田字〇〇〇 △番	畑	条件不利地	100
		土佐山田町山田字〇〇〇 △番	田	休耕田	500	現在、ほ場整備を実施中のため2年間休耕中である。

		農地面積 (㎡)			採草放牧地	
		田	畑	樹園地	面積 (㎡)	
所有地以外の土地	借入地	4,000	2,000	2,000	農家台帳に登載されている借入地の面積を確認し、別添書類1-2欄、別添書類5-1	
	貸付地	貸借権を有する耕作者の疾病、負傷による療養のための一時貸付、貸借権を有する耕作者の世帯員等への貸付、農地保有合理化法人等の農地売買等事業の実施による貸付、水田裏作のための貸付、農業生産法人構成員のその法人への貸付に該当する貸付地を記載。				
所有地以外の土地		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書に該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地		採草放牧地
現在の作付作物	水稻	ネギ				
申請土地の作付予定作物	水稻					
権利取得前の面積(m ²)	5,500	4,000				
申請土地の作付予定面積(m ²)	1,000					

・休耕田、畑の作付作物及び面積は休耕事由が解消した後の予定を該当欄へ記入してください。

・面積は申請書2欄、別添書類1-1欄、別添書類5-1欄、耕作計画書と整合を図って

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	管理機	
	確保しているもの	所有	1	1	1	1
導入予定のもの	所有		1			
[資金繰りについて]		[]	[金融機関からの借入]	[]	[]	[]

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 30 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	農業に専従する者		他の業務を兼ねる者	
	農業従事者	男 1 人	女 人	男 人	女 1 人
	(農作業経験の状況：	農作業暦 10 年		農作業暦 20 年)	
	常時雇用労働	男 人	女 人		
	(農作業経験の状況：	農作業暦 年		農作業暦 年)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	増員予定：常時雇用労働	男 1 人	女 人		
	(農作業経験の状況：	オペレーター見習いとして農業高校卒業者を採用予定)			
	現在：	男 2 人	女 1 人		
④	(年間延人数)	(120)	(60)		
	(農作業経験の状況：	農作業暦 10・12年		農作業暦 10 年)	
	増員予定：	男 人	女 人		
	(農作業経験の状況：				

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

・通作距離： 1 Km ・通作時間： 5 分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

個人間の申請であれば記載の必要はありません。

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

個人間の売買、権利の設定の申請であれば記載の必要はありません。

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

※ (1) から (5) 欄は「別紙のとおり」と記載し、別途添付してもかまいません。

	①	②	③	④
(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名	香美 太郎	香美 花子	香美 次郎	譲受人及び世帯員等で権利の取得後の経営に係る農作業従事日数が年間150日以上のある者又は、農業従事日数が年間150日未満であっても、経営に係る農作業を行う必要がある限り農作業に従事する者を記載してください。 耕作計画書と整合を
(2) 年齢	50	50	25	
(3) 主たる職業	農業	会社員	農業	
(4) 権利取得者との関係	本人	本人の妻	子	

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	作物	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	水稻			← 25日	30日	20日	10日	20日	25日	15日		← 20日	
	ネギ		← 10日	10日	5日	5日	10日	10日	10日	20日	20日	10日	
その者が農作業に常時従事する期間	農作業日数												
	① 200日		← 10日	25日	30日	20日	10日	20日	25日	20日	20日	20日	
	② 95日			← 10日	5日	10日	10日	20日	25日	15日			
	③ 180日			← 25日	20日	20日	10日	20日	25日	20日	20日	20日	
④													

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 10,500 (m²)

面積は申請書2欄、別添書類1-1欄、別添書類1-2欄、耕作計画書と整合を図ってください。

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (m²)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1 を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

（譲受人の権利取得後の経営面積が山田・香北では4,000㎡、物部では3,000㎡を超える場合は必要ありません。）

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

個人間の売買の場合は必要ありません。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

農地の権利を取得するにあたり、周囲の土地所有者、耕作者と問題となる事案及びその問題に対する取り決め事項があれば記載してください。

農業上の利用に特に影響がないと考えられる場合は、「～のため特に影響がないと考える。」等、影響がない理由を記載してください。

- ① 水源が乏しい地域であるため、水利調整をする必要があるが、地域の水利組合に参加し、水利調整の取り決めに遵守します。
- ② 農薬の使用方法的等について、地域の防除基準に従い営農するので特に影響がないと考える。
- ③ 取得する田の周囲は水稲作地域であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をするので特に影響がないと考える。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

所有権移転の許可申請、農業専従者への貸借権設定申請の場合は記載の必要はありません。

該当する場合は、貸人や地域の農業者と、地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担うかを話し合い、その取り決め事項を記載してください。

例：地域の農業者団体（水利組合）に参加し、農業施設の維持管理活動を共に取り組んでいく予定である

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏 名 個人間の申請であれば記載の必要はありません。

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

個人間の売買、貸借権の設定の場合は記載の必要はありません。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の権利)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(様式第6号)

耕作計画書

譲受

休耕田、畑の作付作物及び面積は休耕事由が解消した後の予定を該当欄へ括弧書きで記入し、備考欄へ休耕事由を記入してください。

住所

氏名

農地等を買う人又は借りる人の住所・氏名・捺印

印

1. 現在耕作している農地の経営状況

区分	作付している作目名					収穫		備考
	水稲	(水稲)	ネギ			収入		
自作地	田	3,000	(500)			3,000kg	50万円	(500㎡)は現在、ほ場整備を実施中のため2年間休耕中である。
	畑			2,000		4,000kg	80万円	
	樹園地					—		
	採草地					—		
借入地	田	2,000				2,000kg	35万円	
	畑			2,000		4,000kg	80万円	
	樹園地					—		
	採草地					—		

作付け作物が自家用の場合は、収穫及び収入欄の記入は不要ですが、自家用であることを備考欄に記入してください。

2. 今回申請している農地の耕作計画

区分	作付予定作目					収穫		備考
	水稲					見込収入		
申請土地	田	1,000				1,000kg	20万円	
	畑					—		
	樹園地					—		
	採草地					—		

3. 家族構成

氏名	年齢	続柄	従農の有無	氏名	年齢	続柄	従農の有無
香美 太郎	50	世帯主	有(200)				
香美 花子	50	妻	有(95)				
香美 次郎	25	長男	有(180)				

4. 農機具の保有状況

種類	トラクター	田植機	コンバイン	管理機	
数量	1	1	1	1	

5. 家畜の飼養状況

6. 住所地から耕作地への通作距離及び所要時間

1km 5分

7. 今回申請地の権利を取得する具体的事由

権利を取得するに至った経緯等を記入してください。

(例)

- ・現在申請地近隣で水稲を栽培しており、経営規模を拡大するため権利を取得する。
- ・親族が高齢のため農業規模を縮小することとなったので、その農地を引き受け水稲栽培を行う。
- ・父より農業経営の移譲を受け、後継者として農業経営を行う。

8. その他

この耕作計画書に記入される内容は全て許可申請書(別添)にも記入欄がありますので、各該当欄と整合を図ってください。